

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の健全性、適切な情報開示と透明性の確保、効率性の向上という観点から最適なコーポレート・ガバナンスの構築を目指しております。当社は、指名委員会等設置会社であり、監督と業務執行を分離し、取締役会等の責務を明確化することで、業務執行に対する牽制機能を強化する一方、意思決定の迅速化も図っております。また、コンプライアンス体制を拡充するなど、リスクマネジメントの強化に取り組んでおり、これらを通じ、あらゆるステークホルダーとの適切な協働を図るほか、株主に対しても平等性の確保に努め、建設的な対話を積極的に図るよう努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則2-6】

企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反に対しては、その運用に関する重要な決定について、経理本部の部署長を含む代議員会において決議することとしており、適切な管理が行われております。

現在企業年金基金は財務の役員経験者を理事長として配置しておりますが、「運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置」といった面では、十分とは言えないため、人事面や運営面の仕組みの確立に向けた取り組みを進めてまいります。

【原則4-1-3】

執行役等については、後継者育成の観点から、グループの重要な会議等の出席によるグループ経営への参画の機会を設けております。

また、昨年度より進めておりましたガバナンス体制の整備により、個々の執行役の責務をより明確化し、それら責務に対する業績評価の後継者育成への活用の検討を進めておりますが、後継者計画および後継者の育成について十分な議論がされているとは言えないため、取締役会において引き続き議論を重ねてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】

政策保有株式の保有はありません。

【原則1-7】

当社におきましては、「当社役員が当社と取引を行う場合は一般のお客さまと同条件のもとで行うこと」、「取引先の選定にあたっては、グループ取引先選定規程に基づいて公正かつ透明に行うこと」を定めており、原則として関連当事者間取引における重要な案件につきましては、開示する方針としております。なお、主要株主等との取引におきましては、収益性、重要性および透明性を案件ごとに検討することとしております。また、当社役員との取引は、自己取引もしくは利益相反取引として、会社法の定めに従い取締役会の承認を得ることとしており、当社役員を除く関連当事者との取引につきましても、取締役会において包括承認を得ることとしております。

【原則2-6】

企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反に対しては、その運用に関する重要な決定について、経理本部の部署長を含む代議員会において決議することとしており、適切な管理が行われております。

現在企業年金基金は財務の役員経験者を理事長として配置しておりますが、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置といった面では、十分とは言えないため、人事面や運営面の仕組みの確立に向けた取り組みを進めてまいります。

【原則3-1】

(1) 経営理念等は当社ホームページに、経営戦略ならびに計画は、決算短信におきましてそれぞれ開示しております。

(ご参照)

経営理念等 <http://www.daikyo.co.jp/company/principle.html>

経営戦略ならびに計画(決算短信) <http://www.daikyo.co.jp/ir/library/results.html>

(2) 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、【1 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報、1. 基本的な考え方】をご参照ください。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続につきましては、【2 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況、1. 機関構成・組織運営等に係る事項、(取締役・執行役報酬関係)、報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容、(1) 取締役および執行役の報酬の決定に関する方針と手続】をご参照ください。

(4) 当社では、取締役会から独立した指名委員会において、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定しております。また、執行役の選任および解任に関する議案についても審議し、取締役会に上程しております。

当社は、取締役選任方針を定めてはおりませんが、取締役については、人格・識見に優れ、かつ広い見識を有するもの、また、年齢基準として、社内取締役は65歳未満とすることを定めております。

執行役の選任については、昨年度より執行役業績評価を導入し、その評価を指名委員会の審議において活用しております。執行役の業績評価については、役員報酬設計と合わせてシステム化を進めてまいります。

解任については、会社業績等の評価を踏まえ、取締役および執行役がその機能を発揮していないと認められる場合においては、指名委員会において、解任の審議を行えるものとしております。

(5) 当社は取締役および執行役の任期について、選任後1年以内に終了する事業年度の最終定時株主総会日までとしており、上記(4)に記載の手続きにより、毎年、年度の最終定時株主総会に提出する取締役の選任、および当該総会日に開催される取締役会に上程する執行役の選任の議案について審議しております。

経営陣幹部である新任候補者を含めた取締役候補者の選任理由につきましては、定時株主総会招集ご通知に記載のとおりです。

定時株主総会招集ご通知 <http://www.daikyo.co.jp/ir/stocks/meeting.html>

加えて、執行役の選任につきましては、個々の業務経験や知識を踏まえ、上記(4)に記載の要件に照らして判断しています。個々の執行役の略歴につきましては、当社ホームページに掲載しております。役員構成 <http://www.daikyo.co.jp/company/about/board.html>

また、会社業績等の評価を踏まえ、取締役および執行役がその機能を発揮していないと認められた場合について、解任の審議を行っております。

【原則4-1-1】

取締役会から経営陣に対する委任の範囲につきましては、【2 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況、3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由、(1) 取締役会の役割・責務】をご参照ください。

【原則4-9】

独立社外取締役の独立性判断基準および資質につきましては、【2 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況、1. 機関構成・組織運営等に係る事項、【独立役員関係】、その他独立役員に関する事項】をご参照ください。

【原則4-11-1】

取締役会の構成に関する考え方につきましては、【2 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況、2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (2) 取締役会】をご参照ください。

【原則4-11-2】

他の上場会社の役員等の兼任状況は、有価証券報告書における取締役および執行役の略歴に記載のとおりです。なお、当社は、社外取締役の兼任は5社以内となることを目安としております。

【原則4-11-3】

取締役会は、自由闊達かつ建設的な議論ができる気風にあり、各取締役はそれぞれの知見を生かし、取締役会および各委員会において効果的な発言および議論を行っております。また、社外取締役は執行部との適度な緊張関係を維持できております。これらにより、取締役会は、経営の監督に十分な責任を果たしていると評価できます。

また、昨年の改善事項については、取締役会の定例開催・議題選定の工夫による議論の多様化・活性化、資料の早期配布などにより、それぞれ一定程度の改善が見られたと判断しておりますが、より一層の議論の深化に向けて、さらなる改善の余地があることも確認いたしました。

今回の実効性評価の結果を踏まえ、特に重要な課題を次のとおり整理し、今後も継続的に取り組むことで、取締役会の実効性をさらに高めてまいります。

企業価値の向上に資する中長期的な課題の抽出・議論の充実

中期経営計画の進捗状況に関する継続的なモニタリング

セグメント別の事業計画が未達となった場合における原因追究の議論の充実

社外取締役のみで構成するミーティングの定期的な実施

これらの課題については、取締役会議長と取締役会事務局が中心となり、改善を図ってまいります。

【原則4-14-2】

執行役につきましては、社内の重要な会議等への参加等により、経営陣として必要な知識を取得するよう努めることとしており、その他にも、選抜した執行役を対象に、外部研修およびコーチングを適宜実施しております。

取締役につきましては、社内取締役は上記に準じて研鑽を積むこととしておりますが、社外取締役は、そもそも人格・識見に優れ、かつ広い見識をお持ちの方に就任いただいているため、事業部門の進捗報告、財務状況の報告などを通じて、会社に対する知識の更新を実施することとしています。

【原則5-1】

株主との建設的な対話に関する方針につきましては、【3 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況、2. IRに関する活動状況、その他、<株主との建設的な対話を促進するための方針>】をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
オリックス株式会社	54,749,006	66.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,293,200	1.58
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,114,729	1.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,020,500	1.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,007,600	1.23
大京グループ従業員持株会	758,969	0.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	600,500	0.73
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	557,355	0.68
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	555,000	0.68
THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT	547,200	0.67

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	オリックス株式会社 (上場:東京、海外) (コード) 8591

補足説明 **更新**

当社の親会社はオリックス株式会社であり、同社は上記【大株主の状況】に記載の普通株式および第1種優先株式1,000千株を保有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、取引先の選定におきまして社内規程に基づき公正かつ透明に行うことを定めており、その上で主要株主等との取引におきましては、収益性、重要性および透明性を案件ごとに検討することとしております。また、その実施にあたっては、他の取引と同様に社内規程に基づく承認等を経て、公正な取引を行っております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 **更新**

当社は、オリックスグループとビル管理受託・工事請負の営業取引等を行っております。人的な関係については、当社執行役員1名が同グループからの出向者となっております。なお、当社は企業価値の最大化を図ることを目標として独立した事業経営を行っており、人的関係の状況についても独自の経営判断を妨げるものではないことから、一定の独立性が確保されているものと考えております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
半林 亨	他の会社の出身者													
鷲尾 友春	学者													
山本 裕二	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			

半林 亨			同氏は、当社における独立性の判断基準（「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況、1.機関構成・組織運営等に係る事項、【独立役員関係】、その他独立役員に関する事項」をご参照ください。）を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれのないことから、取引所が有価証券上場規程に規定する独立役員として届け出ております。 （重要な兼職） 株式会社ファーストリテイリング社外取締役 ユニチカ株式会社社外取締役	同氏は、ニチメン株式会社および双日株式会社において長く代表取締役を経験されており、総合商社の経営を通じて培われた事業の目利き力や豊かな国際感覚をお持ちです。これらのノウハウを通じて経営を監督いただき、当社グループの成長および株主価値の向上に資する意見・助言をいただくために独立役員に指定したものです。
鷲尾 友春			同氏は、当社における独立性の判断基準（「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況、1.機関構成・組織運営等に係る事項、【独立役員関係】、その他独立役員に関する事項」をご参照ください。）を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれのないことから、取引所が有価証券上場規程に規定する独立役員として届け出ております。 （重要な兼職） 関西学院大学フェロー 独立行政法人日本貿易振興機構評議員	同氏は、長く独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）に在籍され、海外駐在も長期間にわたって経験されるなど、豊かな国際経験をお持ちです。今後、当社がグローバル社会へ対応するための事業展開を進めるにあたり、その経歴に基づく国際感覚を通じて経営を監督いただき、当社グループの成長に資する意見・助言等をいただくために独立役員に指定したものです。
山本 裕二			同氏は、当社における独立性の判断基準（「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況、1.機関構成・組織運営等に係る事項、【独立役員関係】、その他独立役員に関する事項」をご参照ください。）を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれのないことから、取引所が有価証券上場規程に規定する独立役員として届け出ております。 （重要な兼職） 公認会計士山本裕二事務所代表 株式会社コスジャパン社外監査役 リョービ株式会社社外取締役	同氏は、公認会計士としての長年の実務経験を有する財務および会計の専門家であります。また、過去に代表取締役、CEOとして会社の経営にも関与したことがあるほか、社外取締役、社外監査役としての経歴も多数有しております。これらの幅広い経験および専門的ノウハウを通じて経営を監督いただき、当社グループのコーポレート・ガバナンス強化および株主価値の向上に資する意見・助言等をいただくために独立役員に指定したものです。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	5	0	2	3	社外取締役
報酬委員会	3	0	0	3	社外取締役
監査委員会	3	0	0	3	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数 更新 14名

兼任状況 更新

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無		使用人との兼任の有無
		指名委員	報酬委員	
小島 一雄	あり	あり	×	なし
木村 司	なし	あり	×	なし
落合 英治	なし	なし	×	なし
藤平 善久	なし	なし	×	なし

丑澤 正樹	なし	なし	×	×	なし
三宅 恒治	なし	なし	×	×	なし
徳田 善昭	なし	なし	×	×	なし
小走 和明	なし	なし	×	×	なし
世利 幸仁	なし	なし	×	×	あり
木村 俊久	なし	なし	×	×	あり
水野 泰裕	なし	なし	×	×	あり
深谷 健司	なし	なし	×	×	なし
鈴木 康弘	なし	なし	×	×	なし
大内 洋一	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

〔4 内部統制システム等に関する事項、1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況、〈内部統制システムの整備状況〉、(2) 監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項および(3) 前号の取締役および使用人の執行役からの独立性に関する事項〕をご参照ください。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社では、中期監査計画および年度監査計画から構成される監査計画を作成しております。監査計画は、外部会計監査人と内部監査部門であるグループ監査部が協議したうえで、高品質な監査を可能とする十分な時間の確保を前提とした活動計画、要因、費用、監査人の育成計画等を定めており、代表執行役社長の決定を受けた後、監査委員会に報告しております。

(1) 監査委員会と会計監査人の連携状況

・外部会計監査人は四半期毎の監査報告を実施するすべての監査委員会に出席しております。社外取締役の全員が監査委員に選任されており、監査委員は直接外部会計監査人からの報告を求めるほか、質疑応答を行うこととしております。なお、監査委員会へは、代表執行役社長がオブザーバーとして出席し、監査委員同様に外部会計監査人からの報告を直接受けております。

・外部会計監査人が発見した不正や不備・問題点につきましては、監査委員長に報告することとし、それを受け監査委員長は監査委員会を招集し、必要な措置を決定することとしております。また、執行役または取締役が法令に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、監査委員は当該執行役または取締役に対し、当該行為の中止を請求することができる旨を定めております。

(2) 監査委員会と監査部門の連携状況

・監査委員会は、内部監査部門であるグループ監査部と監査の効率的な実施に向け連携することを「グループ内部監査規程」に定めております。また、「監査委員会規程」において、その職務の執行に必要な場合は、グループ監査部に所属する使用人に、調査を委嘱し、報告を求めることができることと規定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

3名

その他独立役員に関する事項

当社は、会計・財務や法律、国際関係など当社にとって有益な専門知識を有し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するという役割・責務を果たすことができ、また、人格・識見に優れ、かつ広い見識をお持ちの3名の独立社外取締役を選任しております。また、当社における独立性の判断基準は次のとおりです。

当社の親会社(親会社の子会社を含む。)の業務執行者でないこと。過去にこれらの者であった場合には、退任または退職から10年以上経過していること。*「業務執行者」とは、業務執行を行う取締役、執行役、支配人その他の使用人をいう。以下同じ。

当社(当社の子会社を含む、以下同じ。)を主要な取引先とする先の業務執行者、または当社の主要な取引先の業務執行者でないこと。過去にこれらの者であった場合には、退任または退職から5年以上経過していること。*「主要な取引先」とは、過去3年間の各事業年度において、当社とその者との取引の年間取引額平均が、当社またはその者の連結営業収益の2%を超える者をいう。

コンサルタント、会計専門家または法律専門家であって、過去3年間の各事業年度における当社の年間取引額平均が、当社またはその者の連結営業収益の2%を超えていないこと。

上記に掲げる者(重要でない者を除く。)および当社の業務執行者(退任または退職から5年以上経過していない者を含む。)の近親者でないこと。*「重要」とは、業務執行者においては役員・部長職以上の者を、コンサルタント・会計専門家・法律専門家においては所属弁護士・所属公認会計士等をいう。*「近親者」とは、配偶者、二親等以内の血族・姻族、またはそれ以外の親族で当該取締役と同居している者をいう。

その他、取締役としての職務を執行する上で重大な利益相反を生じさせるような事項または判断に影響を及ぼすおそれのあるような利害関係がないこと。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、その他

当社の取締役および執行役の報酬は、固定報酬、業績連動型報酬および株式報酬の3つから構成されております。業績連動型報酬・株式報酬の内容については、【経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況、1. 機関構成・組織運営等に係る事項、【取締役・執行役報酬関係】、報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容】をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

(個別の執行役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新** あり

(1) 取締役および執行役の報酬の決定に関する方針と手続

当社の取締役および執行役の報酬体系は、中長期的な株主価値の増大を達成するために、短期的な業績のみならず、中長期的な成果も重視することとしており、これらを勘案し、報酬がインセンティブとして有効に機能することを方針としております。また、社外取締役のみで構成される報酬委員会において、コンサルタントが提供する役員報酬データベースを参考に、当社のポジショニングを考慮した役員報酬額を算定するとともに、年数回にわたり、より機能的で高い効果が期待できる役員報酬制度の構築を目指し、議論を行っております。

(2) 報酬の構成

当社の取締役および執行役の報酬は、固定報酬、業績連動型報酬および株式報酬の3つから構成されております。なお、執行役を兼務しない取締役は、固定報酬および株式報酬の2つで構成されております。業績連動型報酬は、経営陣である取締役および執行役はグループ全体の経営も担うとの観点から50%は連結会社業績に応じて決定し、50%は職務成果等の総合評価に応じて決定してしております。代表執行役の業績連動型報酬は、連結会社業績のみの株式報酬は、在年中に毎年役位に応じた一定数のポイントを付与し、役員退任時にポイント累計に応じた当社株式を支給することとしております。

(3) 報酬の額

当社の取締役および執行役の報酬の額は、有価証券報告書の第一部【企業情報】第4【提出会社の状況】6【コーポレート・ガバナンスの状況等】(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】<2>「役員の報酬等」の「提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数」をご参照ください。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

当社の取締役会および指名・報酬・監査の各委員会にはすべて事務機関を設けており、必要に応じ、取締役会においては、執行役その他使用人を、また、各委員会においては、当該委員でない取締役または執行役その他使用人をそれぞれ出席させ、取締役会あるいは当該委員会が求める事項について説明させることができることとしております。

加えて、取締役会および各委員会における審議等の活性化を図るため、会議における審議時間を十分に確保する一方、審議項目数や開催頻度を適切に設定することを心掛けており、また、年間開催スケジュールや予想される審議事項等については、合理的な範囲において可能な限り伝達を早く行うよう努めております。また、案件の重要度および審議件数に鑑み、必要に応じて開催に先立つ事前説明の実施や資料の早期提供も行ってまいります。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
門脇 克俊	上席顧問	会社の求めに応じて経営に関する助言を行う		2018/6/22	2年
山口 陽	上席顧問	会社の求めに応じて経営に関する助言を行う		2018/6/22	2年

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要

巻末に添付している「内部統制システムに関する模式図」をご参照ください。

(2) 取締役会

取締役会は、提出日現在、取締役5名(うち社外取締役3名)で構成されております。取締役会は業務執行の決定のうち、法令、定款の定めるところにより執行役に委任することができない事項および取締役会規程に定める重要な事項にかかる業務執行の決定を行っております。主として、事業計画、資本政策および内部統制システムの基本方針について決定し、それらについて定期的にチェックする機能を果たしております。取締役会が決定するこれらの事項を除き、取締役会は業務執行の決定を代表執行役に委任し、意思決定と業務執行の効率化、迅速化を図っております。2018年3月期において取締役会は合計13回開催されました。全13回の取締役会における取締役の出席率は100%でした。

< 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方 >

当社は、取締役の知識・経験・能力のほか、人数バランスにも意を用い、取締役会において活発に議論がなされる体制を整えることを基本としております。社外取締役は、企業経験者や、会計・財務や法律、国際関係など当社にとって有益な専門知識を有する方などから選任し、社外取締役以外の取締役は、代表者のほか、統括部門の責任者や、当社グループの主力事業に精通する方などから選任しております。また、取締役の員数は、実質的な議論を行うため、10名未満とすることを原則としております。なお、取締役の選任は、社外取締役が過半数を占める指名委員会において候補者を決定しております。

(3) 指名委員会

指名委員会は、提出日現在、取締役5名(うち社外取締役3名)で構成されており、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定しております。取締役の選任および解任は、株主総会決議によって行われます。また、指名委員会は取締役会で決議される執行役の選任および解任に関する議案を審議するものとしております。会社法で定める株主総会に提出する取締役候補者を決定する権限を有するほか、執行役、代表執行役等の人選に関して審議する権限を有しております。

2018年3月期において指名委員会は合計3回開催されました。全3回の委員会における委員の出席率は100%でした。

< 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続 >

当社では、取締役会から独立した指名委員会において、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定しております。また、執行役の選任および解任に関する議案についても審議し、取締役会に上程しております。

当社は、取締役選任方針を定めてはおりませんが、取締役については、人格・識見に優れ、かつ広い見識を有するもの、また、年齢基準として、社内取締役は65歳未満とすることを定めております。

執行役の選任については、昨年度より執行役業績評価を導入し、その評価を指名委員会の審議において活用しております。執行役の業績評価については、役員報酬設計と合わせてシステム化を進めてまいります。

解任については、会社業績等の評価を踏まえ、取締役および執行役がその機能を発揮していないと認められる場合においては、指名委員会において、解任の審議を行えるものとしております。

(4) 監査委員会

監査委員会は、提出日現在、取締役3名(うち社外取締役3名)で構成されております。監査委員会は取締役および執行役の職務執行を監査し、監査報告を作成しております。また、会社法で定める株主総会に提出する会計監査人を決定する権限を有しております。監査委員会へは、代表執行役社長からの業務執行に関する概況報告、グループ監査部管掌役員からの内部監査の結果および内部統制全般に関する報告、会計監査人からの会計監査に関する報告等が行われており、これらにより、執行役の業務執行および会社の内部統制について評価を行っております。

2018年3月期において監査委員会は合計5回開催されました。全5回の委員会における委員の出席率は100%でした。

なお、監査委員である山本裕二氏は、公認会計士としての長年の実務経験を有する財務および会計の専門家であります。

(5) 報酬委員会

報酬委員会は、提出日現在、取締役3名(うち社外取締役3名)で構成されております。会社法で定める取締役および執行役の報酬に関する方針を決定する権限、各取締役および執行役の個人別の報酬額を決定する権限を有しております。

2018年3月期において報酬委員会は合計4回開催されました。全4回の委員会における委員の出席率は100%でした。

(6) 執行委員会等

業務執行に関わる重要な意思決定、モニタリングおよび議論、情報共有は、次の機関において行われております。

・執行委員会: 執行役等で構成され、一定金額以上の事業・投資案件、グループの業務執行に関わる重要事項等を審議、決定しております(開催頻度 原則 週1回)。

・部門別社長報告会: 執行役および各事業の責任者等で構成され、各事業の戦略・事業の方向性、事業環境の変化、計画の達成状況等を部門毎に議論しております(開催頻度 原則 月1回)。

・グループ経営連絡会: 執行役等で構成され、グループ全体の業務執行に関わる重要な情報を共有しております(開催頻度 原則 月1回)。

(7) コンプライアンスへの取組み状況

内部通報窓口を設置し、法令違反、社内規程違反および社会規範に反する行為等の調査、対応、改善を図る仕組みを構築しております。また、グループコンプライアンス部を設けて、コンプライアンスの推進を担うとともに、コンプライアンス体制の確立・維持に努めております。

また、グループ内の全従業員を対象としたe-ラーニングの実施のほか、当社およびグループ会社向けの情報サイトによる周知および啓蒙を行っております。

(8) リスク管理体制の状況

当社は、リスク管理を経営の最重要課題のひとつとして位置付け、内部統制システムの一環として、業務執行上発生するおそれのあるリスクを総合的かつ適切に管理し、また必要に応じ牽制を行うことにより、経営の健全性を確保しております。

また、重要な事業・投資案件については、事業部門において十分にそのリスクについて検討するとともに、グループリスク管理部の審査を経た上で、業務執行レベルの最高意思決定組織である執行委員会において決定しております。また、その後の収益状況等についてのモニタリングも行っております。

(9) 内部監査体制の状況

執行機能から独立した内部監査部門であるグループ監査部が業務監査を計画的に実施し、監査結果を監査委員会へ報告しております。また、必要に応じて監査委員会が、監査委員会事務局やグループ監査部へ指示できる等の連携体制を整え、被監査部門に対し改善事項の指摘、指導を行うなど、内部統制の有効性の向上に努めております。

(10) 会計監査の状況

当社は、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく会計監査についての監査契約を有限責任あずさ監査法人と締結し、定期的監査のほか会計上の課題について適宜協議、確認し、適正な会計処理に努めております。同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

2018年3月期において業務を執行した公認会計士の氏名および監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりです。

(業務を執行した公認会計士の氏名)

指定有限責任社員 業務執行社員：熊木幸雄、岡野隆樹、深井康治

(会計監査業務に係る補助者の構成)

公認会計士13名、その他24名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、経営の健全性、適切な情報開示と透明性の確保、効率性の向上という観点から最適なコーポレートガバナンスの構築を図ることを目的とし、「指名委員会等設置会社」制度を採用しております。監督と業務執行を分離し、取締役会等の責務を明確化することで、業務執行に対する牽制機能を強化する一方、意思決定の迅速化も図っております。

(1) 取締役会の役割・責務

・指名委員会等設置会社における取締役会の果たす役割に関しましては、重要な業務意思決定と、個々の取締役および執行役による職務執行の監督であるという認識のもと、当社取締役会は、経営戦略や経営計画等に沿った建設的な議論を実施し、重要な業務執行の決定を行っております。

・取締役会は業務執行の決定のうち、法令、定款の定めるところにより執行役に委任することができない事項および取締役会規程に定める重要な事項にかかる業務執行の決定を行っております。主として、事業計画、資本政策および内部統制システムの基本方針について決定し、それらについて定期的にチェックする機能を果たしております。取締役会が決定するこれらの事項を除き、取締役会は業務執行の決定を代表執行役に委任し、意思決定と業務執行の効率化、迅速化を図っております。

(2) 社外取締役の役割・機能

当社は、社外取締役の選任要件を、その経験を通じて培われた専門的な知識、経験を当社の経営に生かすため、意見や助言する役割を果たすこととしております。特に独立社外取締役ににつきましては、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役という立場におきまして、社外取締役の選任要件に加え、当社および当社グループの経営方針や経営改善について、自らの知見に基づきかつ第三者として客観的に、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点から意見や助言をいただいております。また、指名、監査、報酬の各委員会の委員としてその役割を適切に果たしていただいております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日より3週間前を目途に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	第一集中日、第二集中日を回避して開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただくことで、インターネットによる議決権行使を実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集ご通知の英訳を行っております。
その他	株主総会招集ご通知の発送に先立ち、記載情報をTDnetおよび自社ウェブサイトに掲示しております。(ご参照 http://www.daikyo.co.jp/ir/stocks/meeting.html)

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーにつきましては、IRポリシーとして作成、公表しております。(ご参照 http://www.daikyo.co.jp/ir/disclaim/index.html)	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社やIR支援会社等にて投資家向けの説明会を開催しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家を対象に、決算説明会を代表者自身の説明により開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家に対する個別面談等、海外におけるIR活動を適宜実施しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	以下のURLにて決算関連情報などのIR資料を掲載しております。(ご参照 http://www.daikyo.co.jp/ir/index.html)	
IRに関する部署(担当者)の設置	グループ経営企画部広報・IR室をIR担当部署としており、担当役員に財務本部長を、証券取引所との事務連絡責任者にグループ経営企画部広報・IR室長を選任しております。	

その他	<p>< 株主との建設的な対話を促進するための方針 ></p> <p>株主等との建設的な対話につきましては、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社IRポリシーのもと合理的な範囲で、その面談申し込み等に対して前向きに対応することをその方針としており、その方針について、取締役会において検討・承認しております。</p> <p>(1) 株主等との対話全般につきましては、下記(2)～(5)に記載する事項を含めその統括を行う担当として、経理本部長を選任しております。</p> <p>(2) 株主等との建設的な対話補助という観点での社内における有機的な連携のため、グループ経営企画部に設置されたIR担当部署が中心となり、各四半期毎財務、経理等の本社部門に加え、グループ会社統括部門についてもミーティング等を実施しているほか、IR担当部署は、株主および機関投資家との面談等の内容について当該部署、部門にフィードバックを行い、より効果的かつタイムリーな対応の実現を図っております。</p> <p>(3) 個別面談以外の対話として、年度に2回以上機関投資家向け説明会を開催していることに加え、スモールミーティングや海外におけるIR活動も適宜実施しております。また、施設・商品見学会や証券会社支店における個人株主・投資家向けの会社説明会等も積極的に行っております。</p> <p>(4) 対話において把握された株主等の意見・懸念等につきましては、IR担当部署が内容のとりまとめおよび対応策の検討等を実施し、原則、四半期毎の取締役会への報告に加え、経営幹部層へのレポートのフィードバックを実施しております。</p> <p>(5) インサイダー情報の管理につきましては、「内部情報管理および内部者取引規制に関する規程」に基づき、その情報管理を行っております。また、株主等との対話に際しては、2名以上での対応を行うことを原則とし、インサイダー情報を含めた対話内容に関して、相互チェックが有効に機能するよう努めております。</p>
-----	---

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>「大京グループ経営理念」を制定し、お客さま・社会・社員・お取引先・株主に対する経営姿勢を明確にしております。(ご参照 http://www.daikyo.co.jp/company/principle.html)</p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題への対応は、会社の持続的な成長を含めた企業価値の向上に資する重要な取り組みであり、建物だけでなく、地域社会やコミュニティを含めた、安心・安全で快適に暮らせる住まいの提供、街づくりへの貢献は、日本で最も多くのマンションを供給し、管理してきた当社の使命であると認識しております。</p> <p>また、そのような取り組みは、経営とも連携・連動した実効性のある活動目標・計画であるべきと考えており、2016年10月に策定した中期経営計画を通じ、これまで培ってきた技術やノウハウを活かした修繕工事業、リノベーション事業、再開発事業等による、建物の長寿命化、空き家の利活用促進、地方都市の活性化等の社会的課題の解決に取り組み、既存の不動産ストックを長持ちさせることで、経済的なゆとりを生みだし、環境負荷を軽減するストック型社会の実現に向けた活動を、グループ経営企画部を担当部署として推進してまいります。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>「会社情報の発表に関する規程」を制定し、適時、適正な会社情報の公開の指針を明確にしております。</p>
その他	<p>ダイバーシティへの取り組み</p> <p>社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することや人口減少社会における労働力の確保は、会社の持続的な成長を確保するうえでの強みとなりうると認識しております。</p> <p>そのため、女性の活躍推進を含む地域・業務限定や育児・介護・疾病に伴う所定労働時間短縮といった働き方を受け入れる様々な環境整備や継続した外国人採用を通じて、多様性の促進および労働力の確保に取り組んでおります。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

< 内部統制システムについての基本的な考え方 >

当社グループは、次に掲げる事項を達成するため、執行役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要な「内部統制システム」を構築し、実践しております。

- (1) 事業活動の目的の達成のため、業務の有効性および効率性を高める。
- (2) 財務諸表および財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保する。
- (3) 事業活動に関わる法令その他の規範の遵守を促進する。
- (4) 資産の取得、使用および処分が正当な手続きおよび承認に基づいて行われるよう、資産の保全を図る。

< 内部統制システムの整備状況 >

(1) 執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制ならびに子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

<1> 「大京グループ経営理念」を制定し、企業の使命を示す「存在意義」、企業の経営のあり方を示す「経営姿勢」および役職員の心がまえを示す「行動規範」を明確にしております。

<2> 取締役会で定められた経営の基本方針および職務分掌に従い、執行役は各担当・管掌部門の業務について「内部統制基本規程」のほか各種規程に定められた手続きに則し執行するものとしております。

<3> 職務の執行の適合性を確保するために、内部統制の運用状況のモニタリングを行う専門部署としてグループ監査部、また、コンプライアンスの推進を担う専門部署としてグループコンプライアンス部を設置しております。なお、グループコンプライアンス部は、グループ会社の役職員を対象に、コンプライアンス研修を定期的実施するものとしております。

<4> 財務報告の信頼性を確保するため、各種規程、業務手順等を定めて、業務を適正に遂行するものとしております。また、グループ監査部は財務報告に係る内部統制の有効性を評価するための体制の整備、運用を図っております。

<5> 内部通報窓口を設置し、法令違反、社内規程違反および社会規範に反する行為等の調査、対応、改善を図る仕組みを構築しております。

<6> 「大京グループコンプライアンスマニュアル」の作成および配付により、役職員が経営理念、法令、社内規程および社会規範等を遵守した行動をとるための指針を明らかにし、コンプライアンス重視の意識の浸透を図っております。

(2) 監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

<1> 監査委員会または監査委員会が選定する監査委員が法令に定める権限を行使し、取締役および執行役の職務の執行の適法性、妥当性を監査するための補助機関として監査委員会事務局を設置しております。

<2> 監査委員会事務局には、責任者として事務局長を置きます。

<3> 監査委員および監査委員会事務局長は、その職務の執行のために必要がある場合は、内部統制部門であるグループ監査部に所属する使用人に、調査を委嘱し、報告を求めることができるものとしております。

(3) 監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会事務局長の任用等の決定にあたっては、監査委員会の同意を得なければならないこととしております。また、グループ監査部所属員についての任免、異動等は、監査委員会が選定する監査委員の意見を尊重して行うものとしております。

(4) 監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に対する監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会事務局長は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の指示に従い、次の職務を行うこととしております。

イ. 経営に関する重要な会議への出席

ロ. 執行役、使用人からの業務執行に関する報告の徴収

ハ. 経営に関する重要な会議の議事録、稟議書その他の書類の閲覧・調査

ニ. グループ会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)の取締役、使用人からの事業に関する報告の徴収

ホ. 当社またはグループ会社に対する業務および財産の状況の調査

ヘ. 上記イ. からホ. についての監査委員会または監査委員会が選定する監査委員への報告

(5) 当社の取締役(監査委員である取締役を除く。)、執行役および使用人が監査委員会に報告をするための体制ならびに子会社の取締役、監査委員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当該株式会社の監査委員会に報告をするための体制

<1> 当社グループの役職員は、当社あるいは当社グループ全体に影響を及ぼす重要事項、内部監査・内部統制の状況および内部通報制度の機能状況について、定期的に監査委員(監査委員会事務局長を含む。)に対し報告しております。

<2> 当社グループの役職員は、職務執行に関し重大な法令・定款違反および不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、あるいは財務報告に係る内部統制の整備および運用における重要な問題点を発見したときは、直ちに監査委員(監査委員会事務局長を含む。)に報告するものとしております。

<3> グループコンプライアンス部は、内部通報窓口への通報、相談の内容を調査、検討し、当該事項が当社およびグループ会社の業務または財産に重大な影響を及ぼすおそれのある法令上または財務上の諸問題等に該当し、重要と判断した場合は、直ちにその事実を監査委員(監査委員会事務局長を含む。)に報告するものとしております。

<4> グループ会社の取締役および監査役は、監査委員(監査委員会事務局長を含む。)の求めに応じて、事業に関する報告を行うものとしております。

<5> 執行役社長は、監査委員会が選定する監査委員に対し、執行委員会等重要な会議への出席の機会を提供しております。

(6) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

報告を行った役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。

(7) 監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じております。

(8) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

<1> 執行役社長および担当執行役は、定期的に当社グループの経営方針、対処すべき課題、リスクおよび内部統制の整備状況について、監査委員(監査委員会事務局長を含む。)と情報交換を行っております。

<2> 担当執行役は、定期的に決算内容および業務執行状況について監査委員(監査委員会事務局長を含む。)に説明ならびに報告を行うものとしております。

<3> 監査委員会は、グループ監査部の監査計画について、事前に協議を行うとともに、監査結果について報告を受けるなどの連携を図っております。

<4> 監査委員会は、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、定期的に監査実施報告の説明を受けるなどの連携を図っております。

<5> 監査委員(監査委員会事務局長を含む。)は、グループ会社の監査役監査の状況について、随時報告を受け、必要に応じて意見交換を行うなど連携を図っております。

(9) 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

<1> 親子会社間の利益相反取引および非通常の取引については常に監視を行い、執行役は必要に応じて監査委員会に報告するものとしております。

<2> グループ監査部は、グループ会社に対し内部監査の実施または助言を行い、監査結果等を監査委員会に報告するとともに、被監査部門に改善事項の指摘、指導を行うなど、内部統制の有効性の向上を図っております。

<3> グループコンプライアンス部は、当社グループのリスク管理を総括するとともに、リスク発生時においてはグループ会社から報告を受け、必要に応じ指示を行うものとしております。

<4> 内部通報窓口を設置し、当社グループにおける法令違反、社内規程違反および社会規範に反する行為等の調査、対応、改善を図る仕組みを構築しております。

(10) 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

<1> 社内規程に基づいて保存年限を各別に定め、執行委員会その他の重要な会議の結果を適切に記録・管理するとともに、重要な職務の執行に係る決裁内容についても適切に記録・管理しております。

<2> 執行委員会資料、計算書類、事業報告等の重要情報を取締役が閲覧できる体制を整備しております。

(11) 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

<1> 執行委員会を設け、グループ全体の重要事項についてグループ会社の取締役等からの報告を求め、審議し、決定を行っております。

<2> グループ会社の管理に関する規程を設け、グループ会社における経営上の重要事項については、あらかじめ当社の承認を求めるものとしております。

(12) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

<1> 「グループリスク管理規程」を制定し、業務執行上のリスクを管理するため必要な体制(リスクの識別、分類、分析、評価、対応等)の整備・運用を行っております。

<2> グループコンプライアンス部は、リスク管理上の情報を社長および監査委員会(監査委員会事務局長を含む。)に定期的かつ必要に応じて報告し、改善等の提案を行うものとしております。

(13) 当社の執行役および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

<1> 指名委員会等設置会社制度を採用し、法令において認められた範囲で取締役会決議に基づきその業務執行権限を執行役に委任し、業務執行の効率化・迅速化を図っております。

<2> 当社およびグループ会社の経営に関する重要事項について、多面的な検討を経るために、執行役等により構成される執行委員会において審議、決定を行っております。

<3> 当社およびグループ会社について中期経営計画および年度予算を策定し、これらについて進捗状況の管理を行っております。

<4> 当社およびグループ会社について業務運営状況を把握し、その改善を図るために、グループ監査部による内部監査を実施しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

<反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方>

当社グループは、コンプライアンスを経営の最重要課題のひとつと位置付け、社会的責任ある企業として、反社会的勢力を断固として拒絶し、取引を含めた一切の関係を遮断するとともに、不当・不法な要求には応じず、裏取引や資金提供は行うことなく、外部専門機関とも連携のうえ、組織的かつ法的に対応することを「反社会的勢力の排除および被害防止に関する要領」に定めております。(ご参照

<http://www.daikyo.co.jp/csr/governance/compliance.html>)

<反社会的勢力排除に向けた整備状況>

(1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

反社会的勢力の対応統括部署はグループ総務部とし、不当要求防止責任者を設置しております。また、社内およびグループの関係各部署と協力しながら対応しております。

(2) 外部の専門機関との連携状況

公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会(特防連)に加入し、必要に応じ警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の機関と連携を図って対応することとしております。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会(特防連)等より、反社会的勢力についての関係情報の収集・管理等を行っております。

(4) 対応マニュアルの整備状況

経営理念に基づく経営姿勢、行動規範を示した「大京グループコンプライアンスマニュアル」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体およびその関連企業等とは、一切関係を持たないことをうたっており、同マニュアルを全役員に配付しております。さらに、「反社会的勢力による被害防止に関する要領」等を整備し、反社会的勢力排除に向けた基本方針についてホームページで公表しております。また「グループ取引先選定規程」において、反社会的勢力・団体等が発行する情報誌の購読、広告出稿および不透明な関係先に対する協賛金・賛助金の支出は行わないこと、反社会的勢力・団体等との関係を調査の上選定を行うこと、等を規定しております。

(5) 研修活動の実施状況

公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会(特防連)が開催する研修等に参加し、また、不当要求防止責任者講習を受講するとともに、社内の研修および会議の際に反社会的勢力排除に向けた講習を実施しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

< 適時開示体制の概要 >

当社は1989年に施行された内部者取引(インサイダー取引)の規制に関する法令に伴い、同年に社内規程「会社情報の発表に関する規程」および「内部情報管理および内部者取引規制に関する規程」を制定し、これを遵守することによって、投資家の判断に重要な影響を与える発生事実、決定事項ならびに決算情報を適切に管理し、速やかに会社情報の開示を行うことを基本姿勢としております。

内部情報とは、当社の経営または業務に関する未公表の重要事実をいう。また、重要事実とは、当社の経営または業務に関して重要な影響を及ぼす事実をいい、別途定めるものをいう。

1. 会社情報の収集

当社では、内部情報の管理およびインサイダー取引の未然防止のため、各部署に情報取扱担当者(部署長)を設置しており、各情報取扱担当者は担当部署で発生した内部情報または内部情報に該当する可能性がある情報を情報取扱責任者(経理本部長)へ報告しております。

2. 適時開示の要否判断

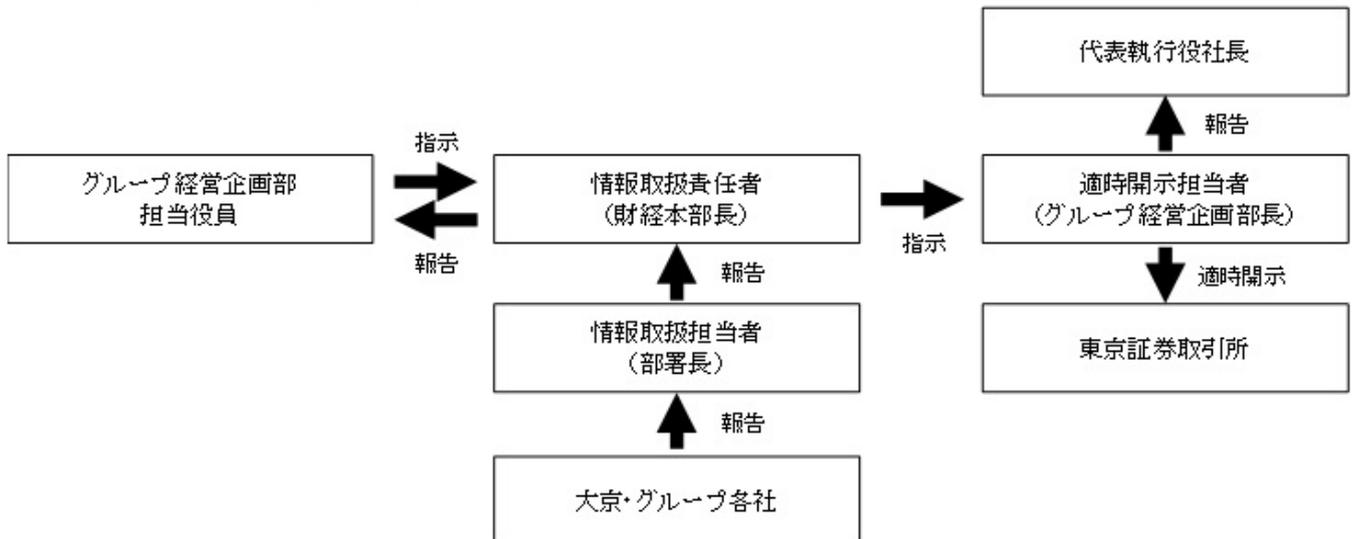
情報取扱責任者は、情報取扱担当者(部署長)から収集した内部情報をグループ経営企画部担当役員へ報告し、グループ経営企画部担当役員が開示の要否を決定いたします。

3. 会社情報の適時開示

グループ経営企画部担当役員の指示を受け、情報取扱責任者は金融商品取引法および証券取引所規則の規定に基づき、内部情報の開示時期および内容を決定いたします。

次に情報取扱責任者の指示を受け、グループ経営企画部長が代表執行役社長に開示時期および内容を報告し、東京証券取引所へ資料を開示いたします。

【適時開示体制の概要(模式図)】



【内部統制システムに関する模式図】

